

生ごみの減容（燃やすごみの減量化）に向けた各家庭での協力依頼について

町広報12月号で周知している内容ですが、令和2年12月1日から町内食品取扱者を中心に、クリーンセンターへ生ごみを搬入し、微生物を用いて生ごみを減容する取り組みを開始します。については、各家庭でも生ごみの減容に取り組んでいただきたく、皆様のご協力をお願いします。

開始時期 令和2年12月1日～（当面の間、試行期間として実施します）

実施方法 下記の手順の流れ図を参考に、各家庭での実施協力をお願いします。

- ①生ごみを燃やすごみ袋（有料指定袋）の中に入れて、ゴミステーションへ出してください。（従来通りの分別方法です）
- 又は
- ②生ごみだけを分けて、クリーンセンターへ持ち込むこともできます。

①ゴミステーションへ出す場合

②クリーンセンターへ持ち込む場合

従来通り、燃やすごみ袋（有料指定袋）の中に生ごみを入れてください。

⇒その際、生ごみの水切りを徹底し、軽量化を図ってください。

※生ごみだけをポリバケツ等に入れて、ゴミステーションに置いた場合、回収いたしませんの
ご注意願います。

①生ごみをポリバケツ等に入れて、クリーンセンターへ持ち込む。

* 受入日：月・火・金・日

②生ごみの量を計測する。

* 当面の間、料金は**無料**とします。

③生ごみの投入

* 現地職員の指示に従ってください。



資源ごみ細分化の実施について

開始時期

①試行期間：令和2年12月1日～令和3年3月31日

（万が一分別されていない場合でも回収はしますが、分別する習慣づけをお願いします。）

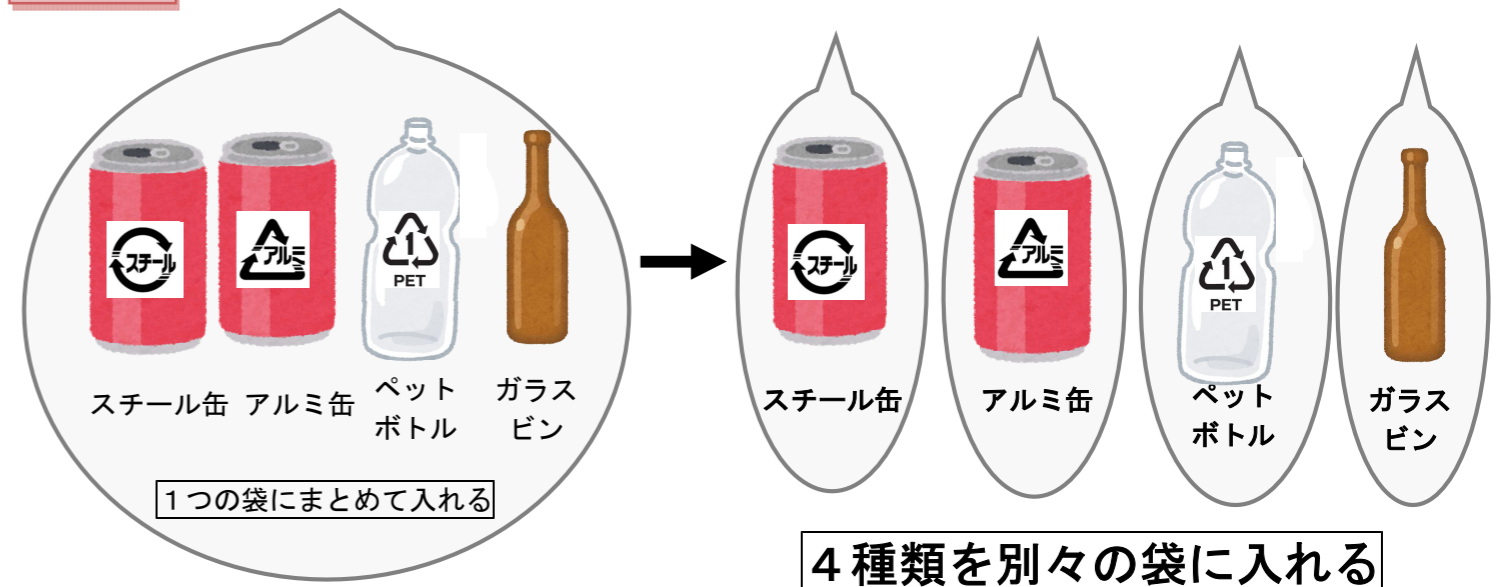
②本格導入：令和3年4月1日～

（本格導入のため、分別されていない場合は回収しません）

実施方法

（現状の分別方法）

（今後の分別方法）



※対象：識別マークのあるスチール缶とアルミ缶、ペットボトル及びガラスビンとなります。

※出し方：①ふたを外し、中を洗って水気を切ってから袋に入れてください。

②-1 ペットボトルのふたとラベルは、資源ごみ（プラスチック製容器包装）の袋に分別して入れてください。ラベルは、簡単にはがせるラベルを対象とし、はがしにくいラベル（全面のり付け、ミシン目がないなど）は無理にはがす必要はありません。

②-2 ガラスビンのふたは燃やさないごみ袋に分けて入れてください。

②-3 缶のリングプルはつけたまま出すか、回収団体へお渡しください。

②-4 スプレー缶のふたは、は資源ごみ（プラスチック製容器包装）の袋に分別するとともに、中身とガスを出し切ってください。（スプレー缶に穴を開ける必要はありません）

☆問い合わせ先

◎住民生活課住民活動環境係 ☎ 29-2111（内線 231）

◎クリーンセンター ☎ 29-2144